

令和7年度第16回選挙管理委員会会議 次第

日時 令和8年3月2日（月）

午前10時00分から

場所 袖ヶ浦市役所

北庁舎3階会議室3-3

1 挨拶

2 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

議案第2号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第3号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板
の類の表示に関する規程の一部を改正する訓令の制定
について

議案第4号 地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保す
るための方針の共同策定について

日程第3 その他

3 その他

議案第 1 号

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに

選挙人名簿登録者数の確定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項及び第 28 条の規定による選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数を次のとおり確定する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数

別紙のとおり

議案第 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 6 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

登録 年月日	最終住所 又は本籍	経由領事館の 名称	氏名	生年月日	備考
令和 8 年 3 月 2 日	省略				

議案第 3 号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の
表示に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条第 17 項で規定する
政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する
規程の一部を改正する訓令を別紙のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

提案理由

公職選挙法の一部が改正されたため、規程の一部を改正しようとするもの
である。

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

袖ヶ浦市選挙管理委員会訓令甲第 1 号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の
表示に関する規程の一部を改正する訓令

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和 5 6 年選挙管理委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 1 4 3 条第 1 6 項」を「第 1 4 3 条第 1 7 項」に改める。

議案第 4 号

地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針
の共同策定について

地方自治法第 2 4 4 条の 6 第 1 項に基づくサイバーセキュリティを確保
するための方針（以下「方針」という。）を袖ヶ浦市長部局と袖ヶ浦市選挙管
理委員会において共同で策定することについて協議する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

提案理由

袖ヶ浦市選挙管理委員会は、組織全体の統一的な情報セキュリティ対策の
推進、強化を図ることを目的とし、袖ヶ浦市長部局と共同で方針を策定する
ため。